

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人野間彦蔵の上告理由第一点について。

論旨は、相続により本件土地を占有した被上告人先代Dの占有の始めにおける善意、無過失を認定し、被上告人主張の所論取得時効を認容した原判決を非難するものである。しかし、Dの所論善意に関する原判決の判断は、その挙示する事実関係から正当として肯認できる。また、本件土地に対するDの占有の開始は相続によるもので取引によるものではなく、しかもDの先代Eの本件土地の占有状態は原判決説示のごとき外形をもつものであり、本件土地は昭和八年の津波によつて流失した後、F組合によつて造成されて原判決説示のとおりE所有地と一枚となつた土地であり、しかも右宅地造成の図面、右造成組合の関係文書がEからDにのこされている等原判決挙示の事実関係のもとでは、被上告人先代Dが本件土地を自己の所有であると信ずることはけだし当然のことと考えられ、Dが本件土地の登記簿を調査しなかつたことをもつてたやすく過失があつたものということとはできないとし、Dが本件土地の占有のはじめ無過失であつたとする原判決の認定もまた肯認することができる。

原判決に所論の違法はなく、引用の判例は本件に適切でない。論旨は、原審の認定にそわない事実を主張し、独自の見解に立つて、適法になされた原審の事実の認定、それにもとづく正当な判断を非難するに帰し、採るを得ない。

同第二点について。

被上告人の所論請求を認容すべきものとする原判決の判断は正当として肯認できるし、本件記録を検討しても、右請求をもつて訴の利益を欠くものと認めるべき訴

訟資料は存しない。原判決に所論の違法はなく、論旨は、独自の見解に立つて正当な原判決を非難するに帰し、採るを得ない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	横	田	正	俊
裁判官	柏	原	語	六
裁判官	田	中	二	郎
裁判官	下	村	三	郎
裁判官	松	本	正	雄